

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について
(私費外国人留学生は対象外)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対して、日本学生支援機構が以下のとおり支援策を実施することとなりました。

申請を希望する方は、手続きの案内をいたしますので、受付期間中に奨学金担当窓口までご相談ください。

【受付期間】

令和2年12月21日(月)～令和2年12月25日(金)

【支援策】

① 第二種奨学金貸与期間延長

◆第二種奨学金を貸与中の最高学年の学生が対象です。

第二種奨学金貸与中の最高学年である学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職先が決まらない等のやむを得ない事情から標準修業年限を超えて在学することとなった学生は、第二種奨学金貸与期間の延長が認められる場合があります。

② 第二種奨学金の継続貸与(休学期間中)

◆第二種奨学金を貸与中で休学中の学生が対象です。

第二種奨学金貸与中の学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学をしてボランティアに参加する等の活動を行うものは、休学中の第二種奨学金の継続貸与が認められる場合があります。※

※ただし、休学期間中の継続貸与は貸与期間に含まれるため、復学後に貸与できる期間は短くなります。復学後の貸与期間延長を希望する場合は、別途ご相談ください。

※休学中の継続期間は最大1年間です。

③ 第二種奨学金の新規貸与(休学期間中)

◆第二種奨学金を貸与していない休学中の学生が対象です。

第二種奨学金貸与していない学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学をしてボランティアに参加する等の活動を行うものは、

休学中の当該活動開始時期を始期として、第二種奨学金の新規申請が認められる場合があります。※

※貸与期間は、原則休学期間中の当該活動開始時期から卒業予定期までです。

※休学中の貸与可能期間は最大1年間です。

※この制度は手続き期間が特に短いですので、お早めにご相談ください。

④ 緊急無利子貸与型奨学金

◆第二種奨学金を貸与していない学生が対象です。

第二種奨学金貸与していない学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響から、アルバイトの収入が大幅に減少してしまった等の事情がある学生は、第二種奨学金の月額を実質無利子で貸与できる場合があります。※

※貸与期間は令和3年1月～3月の3ヵ月間のみとなります。

【担当窓口】※

《静岡キャンパス》

学生生活課奨学係（共通教育A棟3階） TEL:054-238-4460

《浜松キャンパス》

（学部生・修士課程）

浜松学生支援課学生支援係（S-Port 1階） TEL:053-478-1011

（博士課程）

浜松総務課大学院博士課程係（S-Port 3階） TEL:053-478-1350

※窓口の受付時間 8:30～17:15（12:30～13:30を除く）

※遠方等により、期間中に窓口まで来ることが厳しい場合は、必ず期間中にご連絡ください。